



茨城労働局発表
平成 27 年 7 月 8 日

【照会先】茨城労働局職業安定部
職業安定課(Ⅰ及びⅡ関係) 職業対策課(Ⅲ関係)
課長 森田 伸二 課長 綿引 基順
課長補佐 益子 寿浩 課長補佐 赤津 孝治
(電話番号) 029-224-6218 (電話番号) 029-224-6219

正社員の雇用機会確保等を経済 4 団体へ要請

茨城労働局(局長 中屋敷 勝也)は、茨城県とともに、7月13日(月)午前10:30より茨城県経営者協会会議室において、①「正社員実現キャンペーン」の一環としての正社員の雇用拡大、②新規学校卒業予定者の就職機会の拡大及び③高年齢者・障害者の雇用確保を内容とする要請を、茨城県内経済4団体に対して行います。

《 要請団体 》

- 一般社団法人 茨城県経営者協会 水戸市桜川2丁目2番地35号 茨城県産業会館11階
- 茨城県商工会議所連合会 水戸市桜川2丁目2番地35号 茨城県産業会館4階
- 茨城県商工会連合会 水戸市桜川2丁目2番地35号 茨城県産業会館13階
- 茨城県中小企業団体中央会 水戸市桜川2丁目2番地35号 茨城県産業会館8階

要請では、局長から3種類の要請書を手交するとともに、茨城労働局から活用いただける各種助成金等について説明を行います。

I 正社員実現キャンペーン

1 目的

雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉え、茨城労働局では、

- ① 非正規雇用労働者は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい、セーフティネットが不十分等の現状にあり、さらに不本意ながら非正規の職に就職している若年層が依然一定数存在していること、
- ② 平成26年5月末の正社員有効求人倍率が0.62倍(原数値。別紙1)と正社員求人がまだまだ少ない現状にあること、

を踏まえ、茨城県及び経済団体と連携しながら、啓発運動を実施し、企業内での正社員化、正社員求人の確保を強力に推進していくこととしています。

2 実施期間 平成27年8月末まで

3 キャンペーン期間中の主な取組

茨城労働局及び県内13ハローワークでは、以下の取組を実施します。

- ・ 各地域の経済団体、事業主への要請
- ・ 各団体等が主催する会議等を活用したキャリアアップ助成金(別紙2)等の各種助成金の周知、活用の促進
- ・ 雇用管理改善の好事例の紹介 など

II 新規学校卒業予定者等の採用及び青少年の雇用機会確保等に関する要請

1 新規学校卒業予定者等の求人の確保

景気の回復基調から平成27年3月卒業の新規高等学校卒業者の就職内定率が3月末で99.2%と平成7年3月卒業者以降最高となるなど、新規学卒者向けの求人数は大きく増加してきておりますが、就職が決まらないまま卒業した者が依然として存在している等の状況にあります。このため、平成28年3月卒業の新規学卒者等の就職を実現するためには、良質な求人の確保が必要となっております。

2 青少年の雇用機会確保

ひとたび学校等を未就職のまま卒業すると新卒卒への応募の機会に恵まれず、結果として正社員になれずフリーターとして労働市場に滞留してしまうことが懸念されることから、雇用対策法に基づいて厚生労働大臣の定めた「青少年雇用機会確保指針」に基づく「卒業後3年以内既卒者の新卒扱い」の普及について取り組んでおります。

※ 高校生については、7月1日から高等学校への求人の公開が開始され、大学生等については、8月1日から採用選考が開始されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。(別紙3)

III 高年齢者及び障害者の雇用確保について

1 高年齢者雇用の現状と課題

平成26年の高年齢者の雇用状況の集計結果では、高年齢者の雇用確保措置(※1)を「実施済み」の企業割合は98.5%(対前年差19.3ポイント増)ですが、未確保措置企業も存在していることや、少子高齢化の急速な進行の中で、高年齢者がその能力の有効な活用を図ることが重要なことから、今後も高年齢者の確保、再就職の促進及び多様な就業機会の確保に努めることが必要です。

2 障害者雇用の現状と課題

平成26年の障害者雇用状況の集計の結果、本県の民間企業の実雇用率は1.75%(対前年差0.09ポイント増)で過去最高を更新していますが、民間企業の法定雇用率(2.0%(※2))、全国平均(1.82%)を大きく下回り、全国では42位の状況にあります。

障害者就職面接会の開催や法定雇用率未達成企業に対する個別訪問の実施等により雇用の促進と就業機会の拡大に努めていますが、雇用状況に厳しい面も見られるところです。

※ 障害者及び高年齢者をハローワーク等の紹介で継続して雇用する事業主については、各種助成金を活用することができます。(別紙4)

(※1) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者の雇用確保措置)を講じるよう義務づけています。

(※2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率:民間企業2.0%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%)以上となるよう義務づけています(精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。)